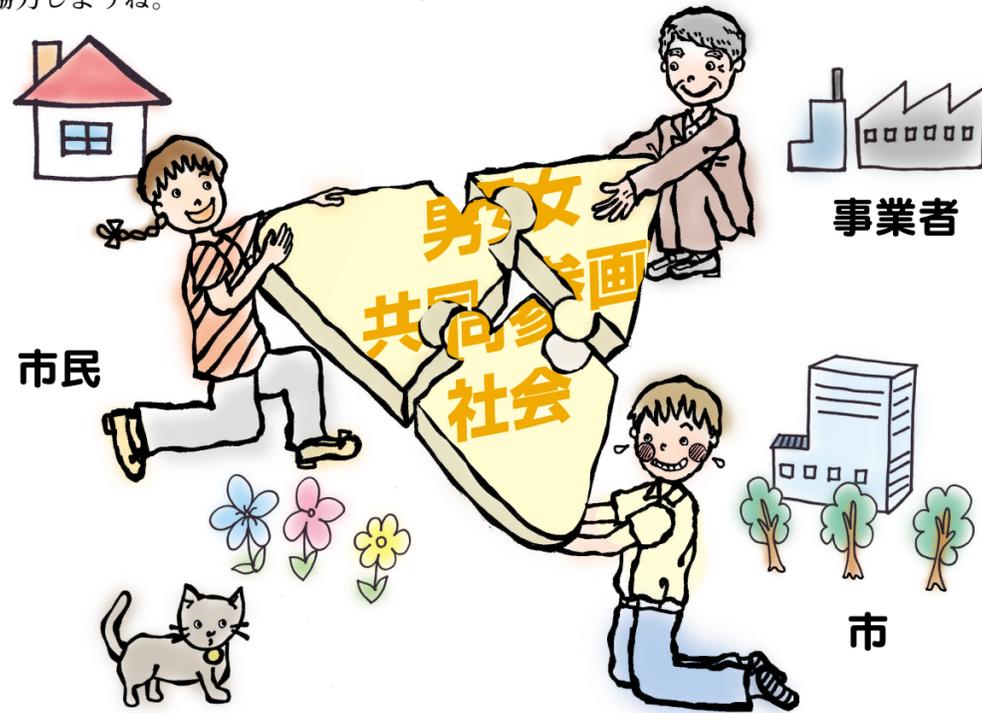


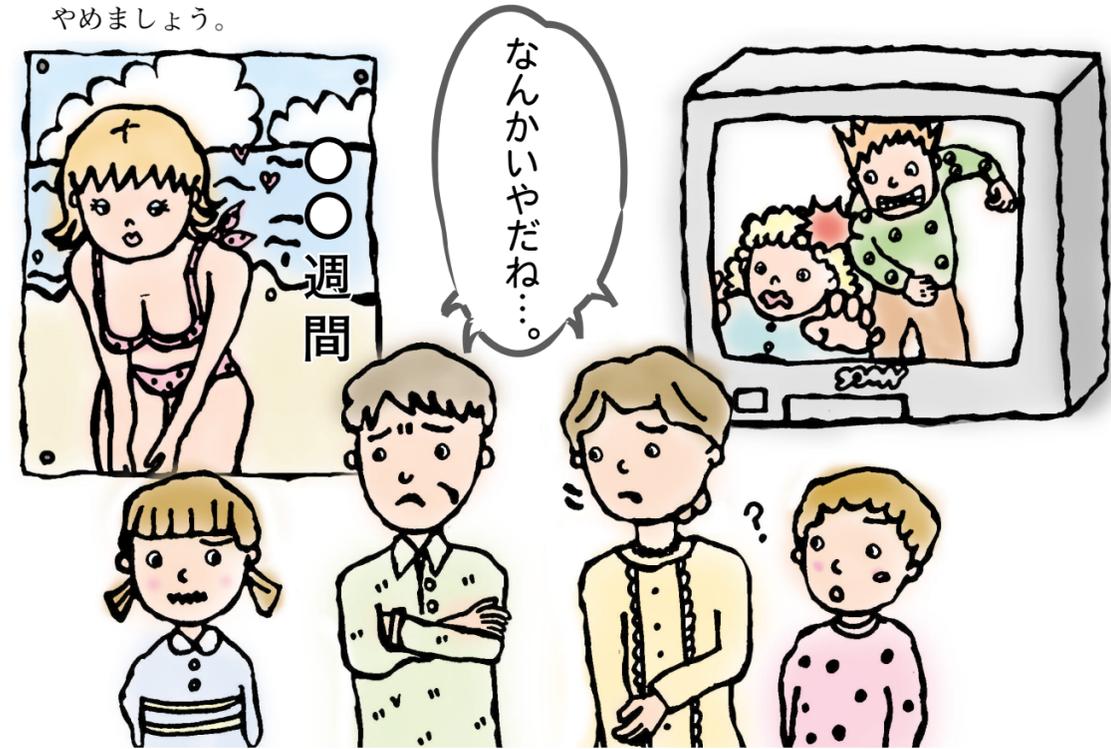
第4・5・6条 市・市民・事業者の責任と義務

市・市民・事業者みんなで、男女がいっしょに参画できる社会をつくるために協力しようね。



第8条 人に情報を伝えるときの注意

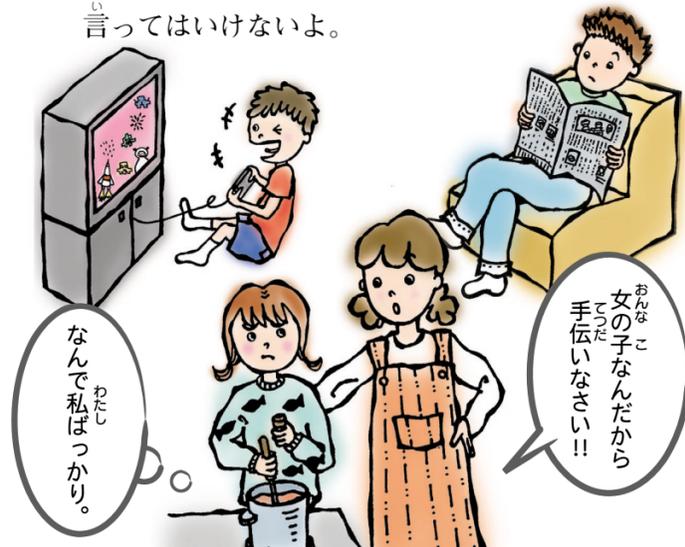
テレビ・新聞・ポスターなどで、いやらしい表現や暴力をふるったりする表現はやめましょう。



第7条 男女がいっしょに参画できる社会をつくるためにはいけないこと

1 性別を理由に差別すること

「男だからだめ」「女はこうしなさい」と言っではいけないよ。



2 セクシュアル・ハラスメント

いやらしいことを言ったり、したりして相手にいやな思いをさせてはだめだよ。



3 ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人だからといって、暴力や相手の気持ちをきずつけるようなことをしてはだめだよ。

